

川崎医療短期大学公的研究費の不正防止に関する基本方針

本学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、公的研究費の不正防止に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 責任体制の明確化

公的研究費を適正に運営・管理するための体制を以下のとおり整備する。

(1) 最高管理責任者：学長

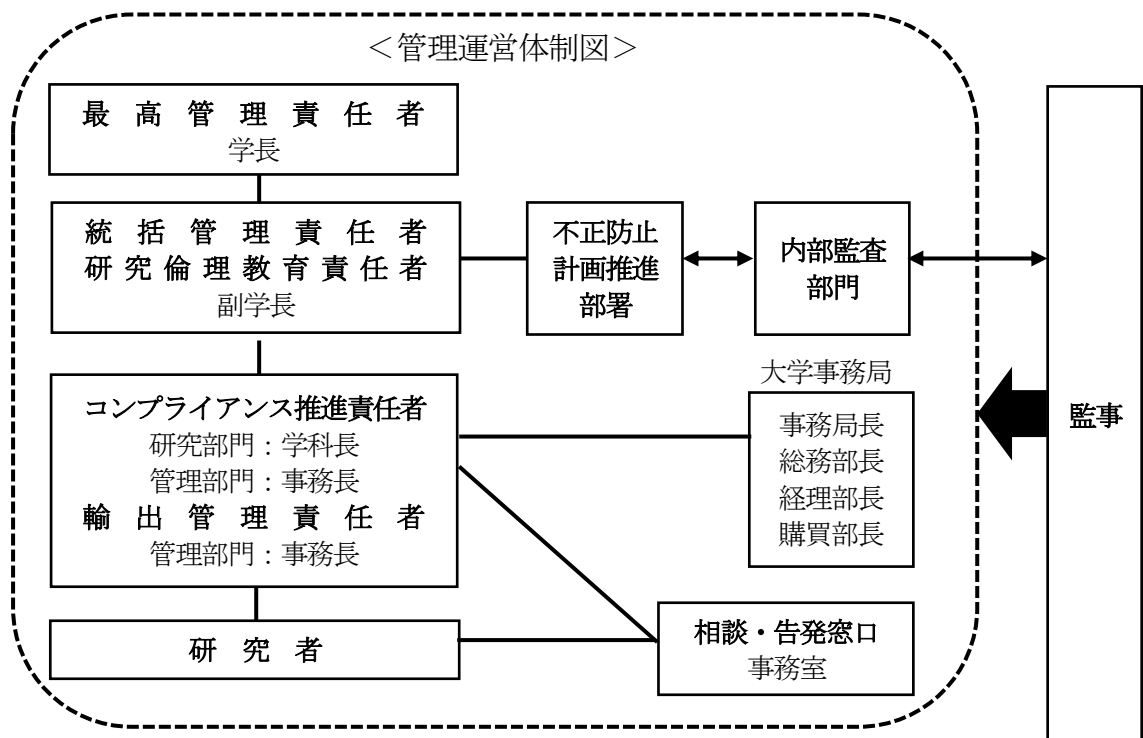
大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について、最終責任を負う者

(2) 統括管理責任者・研究倫理教育責任者：副学長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者

(3) コンプライアンス推進責任者・輸出管理責任者：学科長、事務長

各学科等における公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者



2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

本学の学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、研究者等が遵守すべき行動規範と、公的研究費の取扱いについて規程と要領を定め、機関としてのルールを明確化する。

【関連規程等】

- ・川崎医療短期大学における研究者等の行動規範
- ・川崎医療短期大学公的研究費の取扱いに関する規程
- ・川崎医療短期大学公的研究費事務執行要領

3. 不正防止及び不正行為への対応

(1) 不正防止推進部署の設置

副学長を責任者とする不正防止推進部署を設置し、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施を行う。

【関連規程等】

- ・ 学校法人川崎学園研究費等に関する取扱規程
- ・ 川崎医療短期大学研究活動における不正防止計画

(2) 内部監査部門の設置

副学長を監査責任者とする内部監査部門を設置し、公的研究費の適正な執行を確保するため、毎年度内部監査を行う。

【関連規程等】

- ・ 川崎医療短期大学公的研究費内部監査実施細則

(3) 不正防止及び不正行為への対応手順

研究活動における不正行為への対応について規程を定め、不正行為の防止及び不正行為に起因する問題が生じた場合には適切、迅速に対処する。

【関連規程等】

- ・ 川崎医療短期大学研究活動に係る不正行為への対応に関する規程

4. 相談・告発窓口の設置

公的研究費の事務手続き及び使用に関するルール等の問い合わせ・相談及び本学研究者による研究活動上の不正行為等に関する告発窓口を事務室とする。(告発窓口は、学園人事課にも設置)

【相談・告発窓口】 川崎医療短期大学 事務室

T E L : (086)201-5333 (内線 : 40107)

E-mail : shomu@jc.kawasaki-m.ac.jp

令和3年4月1日 学長策定

令和3年12月16日 改正

令和4年4月1日 改正

令和7年4月1日 改正